

(議長)

日程第5、報告第1号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第1号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

担当課長の概要を説明をもって報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは報告第1号です、平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率についてです。要点のみ説明申し上げます。

最初に議案の2ページをお願いしたいと思います。健全化判断比率報告書でございます。いわゆる健全化判断の4つ指標について示したものでございます。括弧内は早期健全化の基準でございます。左の方から実質赤字比率、次に連結実質赤字比率、それぞれ数値が生じませんのでこれはなしという事になります。次の実質公債費比率でございます。これにつきましては16.8%基準より8.2ポイント下回ったところでございます。

議案の12ページにちょっと飛びますけれどもお開き願いたいと思います。実質公債費比率の算出でございます。これの真ん中の列の一番右側、これに16.8%の数字が記載されております。その左側に各年度の比率が記載されております。実質公債費比率は3カ年の平均値でございますので、一番右側の16.8%という事になります。これによりまして地方債の発行許可基準、これは18.0%でございますけれども、これを下回ったという事になります。

それから議案の2ページに戻ります。議案の2ページに戻りまして将来負担比率でございます。これは103.4%となったところでございます。将来負担比率の算定につきましても14ページに記載の通りでございます。

また監査委員の審査意見書、4ページ以降の通りでございますのでこれは割

愛とさせていただきます。実質公債費比率それから将来負担比率、共に基準を下回っておりますが、引き続き財政の健全化に努めて参る所存でございます。

続きまして3ページでございます。資金不足比率報告書でございます。これにつきまして監査委員の意見、これは8ページの経営健全化審査意見書ございますけれどもこれを付して報告するものでございます。記載の通り水道会計を含め4つの特別会計につきまして、資金不足比率は生じておりませんので、なしでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

報告第1号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率については終結いたします。

(議長)

日程第6、報告第2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

和解及び損害賠償額の決定の専決処分でございます。地方自治法第180条第1項の規定に規定、第1項に規定する議会の委任による議決、事件について平成25年7月29日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」（補足説明）

16 ページをお開きください。和解及び損害賠償額の決定について。1. 7 月 29 日に専決を行いました。

1. 当事者 甲は江差町、乙は A 氏とさせて頂いています。事故の概要であります。平成 25 年 2 月 21 日午前 8 時頃において、江差町所有のショベルローダーが除雪作業中、堆積した雪を押す際に、雪に埋もれていた乙所有の柵に接触させ破損をさせたものであります。

甲及び乙は、上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解する事で合意を得たものであります。

和解及び損害賠償額の概要であります。甲及び乙は上記に起因する柵の補修に係る費用を 20 万 2,650 円であると確認し、甲の所有する自動車損害共済にて補修をするものでございます。

甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じて、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしないという事で和解を進めましたので、報告とさせて頂きます。よろしくお願いします。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

非常に申し訳ないのですが、次の次の専決も同じような内容なので私の質疑は念頭にはその次の部分もあるという風にお含みを願いたいのですが。直接ここで言うと、雪に埋もれていた柵。で実は次も同じように花壇なのです。ですから意味合いとしては両方の意味合い含まれると思って下さい。

（議長）

1 つずつやっていって下さい。

「小野寺議員」

いや、次はしませんから。

（議長）

そうですか。はい、では今の質問して下さい。

「小野寺議員」

はい、それで何となくわからないのは突然そこに思わぬものがあったというならまだしも。多分この柵も次の花壇も元々あった、つまり多分除雪する時はある程度事前にその何があつてとか、事前に調査して把握してきつとやるのだらうと私は思うのですよ。それでたまたまこうやって続いたものですから、止むに止まれぬというか致し方ないと町としてもこれは賠償しなければならないという部分についてきつとあったのだらうと思うのです、そこ少し簡単でも構いませんのでお聞きしたいのと。

そもそもそういう事について誰か見張りとかそういう部分が居たけれども出来なかった、いやいやもう1人でやっていたからあのわからないでバンっていったという部分ももしかしたらあったのかとか何とか思ってしまうのですよ。まあそこら辺、人の配置なども含めてもし説明出来れば教えて貰いたいと思います。

(議長)

「建設（水道）課長」

「建設水道課長」

今、今回の件については2月21日。それで今年の雪につきましても例年に比べて大雪という側面がございました。それと除雪に関しては細心の注意を払ってやっておりますが、早朝の雪の降っている中での除雪等でやはり埋もれている柵、花壇が見えない中、やっている訳なのです。午前8時頃ですから。

(議長)

朝だ。

「建設水道課長」

朝方なのですが、ただ言うのは雪が降っている状況晴れている状況、ほぼ除雪に出る場合については雪が積もっている状況の中で行っております。見えなかったという事での不注意。これは十分反省しなければならないと思います。ただ現実的にやはり除雪のショベルに必ず2人体制で乗っているという事ではございません。その状態の時には2人乗る場合もあります。その場合については十分交通事故これらを想定して、前後左右確認、人身事故は決してあってはならないという事を想定しております。ですから本来やはり財産、人の財産についても注意を働かなければダメなのですが雪に埋もれている中で本当にそこは見る事が出来なかったという事でまったくの不注意なので今後気をつけて参

りたいとは思っております。

それと時期が遅れたという事につきましては、雪解けと共に発覚したという部分、そこで色々現場を検証しながら相手方との交渉。そして自動車共済への申告。それで査定がきちんと決まった中でお互いの和解という事でかなり時間を要したというような事で、この次も同じような事になりますが十分その辺につきましては今後注意をして参りたいと思います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

まあ、個々具体的な事を色々あると思うのですが、問題はもう起こした事について多分きつと似たような事はこれからだってあります。そういう雪だとか見えなかったとか、狭かったとかどうかというのものもあるのでしょうか。今後こういう事を決して起こしてはならないという事も含めて、じゃあ次職員というか臨時職員の部分についてこういう風に対処していくとか、こんな風な部分で一定程度決まり的なものを持ってとか。そこら辺はどのような町としての今、考え方をやってやっているのでしょうか。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

除雪に関わる職員については、まず交通事故、それと物損も含めて、再三の注意を払ってくれと。いかに早く出動するにしても丁寧な除雪、これらを含めて周知徹底を図る。そして何か起きたらすぐ連絡報告をする。これらについて徹底をさせて頂きたいと思います。本来であればやはりショベルに2人を乗せられるような体制とか、もう1人見張りをつけるという体制が取ればいいのですが、中々そのような体制でいけない事情もございます。早くこの生活路線、そして数多くの町道を除雪しなければダメだという観点の中でやはりスピーディで丁寧な除雪という事になりますと難しい面もあります。ですから十分安全等の徹底を図りながら、毎週点検を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。

「室井議員」

はい議長。

(議長)

「室井議員」

「室井議員」

課長ね、今年みたいな例えば大雪あるでしょうね。これは玄関前を空ける為に花壇とか柵の所に皆雪投げるのです。だから見えなくなる事皆分かっているはずでしょう。本来であれば排雪しなければならぬのでしょう自分たちが。自分の敷地の中を。道路が狭くなるから排雪して狭くなるからそれでも何とかして車通れるようにタイヤショベルで押すのでしょう。だから事故あってこういう事はこれからもあるかもしれない。

だから私は、今江差にも若い人方頑張っている何か会社出来ました。ああいう人と連携取って、そういう方も排雪出来ますとか、それから高齢者事業団の方々も排雪やりますとか。やはり自分の所はある程度自分でやらないと全部自分の敷地も、雪を道路の横に排雪、柵か何かに投げて何かある。いや車だってあります。実際あるのです私見ています何回も、その車ある為にタイヤショベル大回りしてやって結局カーブが見通し悪いとか、建設課ですか。管理係長か、ちゃんと気を使って交差点の所とか排雪していますよ。

だから今小野寺議員が最後に言ったように今年からやはりそういう役場もやるけれども、こういう所も例えば排雪出来ますとかそういうのをやはり一報早めに何かで知らせる。そういう対策とったらいかがかと思うのですが、課長に見解あったら述べて下さい。

(議長)

はい「建設（水道）課長」

「建設水道課長」

十分高齢者とか身体の弱い方々がやはり除雪や排雪苦勞する点が多々ある事も聞いております。関係課とも協議しながら前向きに今年度から検討して行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

本案については議会の委任による専決処分であり、委任を要しませんのでこれを持って報告第2号については終結いたします。

(議長)

日程第7、報告第3号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第3号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定する議会の委任による、議決事件について平成25年7月29日をもって専決処分いたしましたので同条第2項の規定により報告をするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは和解及び損害賠償額の決定について報告いたします。

1. 当事者については甲 江差町、乙 B氏。事故の概要です、平成25年3月5日午前8時頃において、甲所有のショベルローダーが除雪作業中、堆積した雪を押す際に、雪に埋もれていた乙所有の花壇に接触させ破損をさせたものであります。

甲及び乙は上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものであります。

和解及び損害賠償額の概要ですが、甲及び乙は、上記に起因する柵の補修に係る費用が17万3,250円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済

にて補修するものとするものであります。

甲及び乙は、上記事項について今後どんな事情が生じましても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何ら請求をしないという事で和解をしたものでございます。以上報告とさせていただきます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「薄木議員」

「薄木議員」

少し確認で聞きますけれどもどちらの事故も2月3月です。これが今頃専決なるといえるのはどういう事情があったのかと。そしてお二方にはいつの段階でその弁償が終わったのか報告をお願いします。

(議長)

「建設（水道）課長」

「建設水道課長」

先ほど2月の時点でも報告させて頂いたのですが、雪解け3月5日の段階でもうこの場合まだ完全に全部雪が溶けてその状態が確認出来なかった。今回のこの花壇についてはまだ3月4月って花壇の整備をしていない状況だったという事もある、大体これは4月の中旬頃だったか本人から申し出があつて、それで現地を確認して。

それからいわゆる共済の方に2月の時点もうそうなのですが、共済の方に請求をして東京の方なのですが。それでこうやり取りをした中で大体決定がなされてきたのが7月の初めくらいという事になります。

それで本人との和解につきましては7月の中旬くらいという風に今ちょっと日にちについては書類がございませんので。それで7月29日付けの専決というような内容になっております。はい、以上です。

(議長)

「薄木議員」

「薄木議員」

相手方からは、こっそりとか何かそういう話しは出なかったのですか。例え

ば柵も花壇もどちらも使うのは4月から大体使う、花植えたりする。その3ヶ月後のこの決算に出てくるから、江差町民の方少し良すぎるな。そういうものの対応をいち早くやってあげるのが、大坂君ではないのかと思ったから、苦情はなかったのですか。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

1件については北海道との和解でした。もう1件については個人の方なので名前は控えさせていただきますが。現時点で苦情等はございませんでした。

(議長)

いいですね。

他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

「大門議員」

大門議員、早くこう質問あるんだったら押しといて下さい。

「大門議員」

何回も押してるんですよ。

(議長)

やってる最中でもいいですよ。

「大門議員」

押してました。

(議長)

見えませんでした。

はい、どうぞ。

「大門議員」

はい。何かこの雪の多いせいなのか最近毎年こういう事故が起きていると思っているのですよ。専決で出てきていると思っていました。それで熟練の方々がやっぱりこう一斉にいなくなりました、雇用している方々で。そうしますと今の方こう経験年数もちよっと浅いのかと、正直言いまして。というところ辺

と。

それとやはり課長、先ほど小野寺議員の答弁の中に1人でしているという事は、これまだ軽症で終わっているからいいのですけれども。やはりこれは1人でやるという事は確認という意味ではとても非常に危険な事で、事故起こした人にとってもこの人の別に起こすべくして起こす訳でなくて、やはり私大変だと思うのです。こう接触した何とかというの、この人の気持ち自体、精神的なもの。やはりそういう意味での安心安全という部分ではやはり確認者を、つけるという事これは私は行政、町としてお金がかかるとかかからないとかという問題ではなくて、きちんとしていくべきではないかと思うのです。

それでもう1つ委託しています、除雪。委託している業者で、こういうような件数というのは報告あるのかどうかという事と2点お聞きします。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

除雪作業員の経験に関しては、大体皆特殊機械の免許を取得して、10年以上とか、ベテランの方が多いです。それでローテーションにつきましても、なるべく新しい新人についてはこういうショベルとかドーザーには乗せないような形を取ったりしております。なるべくいわゆる生活路線の大きな路線、こういう大型のドーザーについては助手をきちんと乗せて、交通安全に注意しています。

後江差町の小さい路地等についてはどうしても小型のショベルとかそういうものでやらなければダメだと。そういう事を考えて1人での運転という事になりますが、何回も言うように細心の注意を今後とも払っていきたいと思います。

それと後やはり皆さんにいわゆるこう、雪の多い時の対策。先ほども室井議員もおっしゃって頂いて大変嬉しかったのですが。極力町内会の方々にも違法な駐車を路上にしないとか。こういうような事も呼びかけてはいるのです。そういう事も町内会とも協力をしていきたい、そう思っています。

それと委託につきましては北部の路線、いわゆる大潤、泊からずっと北部の方ですがそちらが委託路線という事になっています。委託路線について、事故があった場合についてはすぐ町の方に報告を頂く事になっています。現在の所昨年はそのような事故は聞いておりません。大きな事故というのは和解に及ぶだけの議会に報告するような事故はありません。そういう事でよろしく願います。

「大門議員」

はい。

(議長)

いいですね。

他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

「小林議員」

議長、議長。ちょっと議長。

(議長)

なんだや、早く押せって言ってるしょ。だめだって。

「小林議員」

「小林議員」

すいません、あのじく、字句訂正をお願いします。18ページの今の議案ですが、3の括弧1同じく。

(議長)

入ってない、マイク。

「小林議員」

18ページの3の1、上記に起因する花壇が柵になっておりますので字句の訂正という事でお願いします。

「小野寺議員」

花壇と書く所を柵となっている。

(議長)

わかりました。その事については直させますので。いいですか。担当課長、直しますね。

「大坂課長」

直します。

(議長)

いいですね、はい。他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

本案については、議会の委任による専決処分であります。

承認を要しませんのでこれをもって報告第3号については終結いたします。

(議長)

日程第8、報告第4号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

同じような内容ですが、報告第4号 和解及び損害賠償損害額、損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項に規定する議会に委任による議決案、事件について平成25年8月1日をもって専決処分いたしましたので同条第2項の規定による報告するものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」(補足説明)

それでは、和解及び損害賠償額の決定について補足説明させていただきます。

当事者は甲 江差町、乙はC氏とさせていただきます。

事故の概要でございますけれども平成25年6月27日午後1時30分頃、町内南が丘の道宮住宅檜山団地と道職員寮の間にある町道において、甲が業務委託している江差町高齢者事業団が空き缶回収作業中、甲が管理している車両を移動のためにバックさせた際に、町道に駐車していた乙所有の軽自動車に接触、運転席側ヘッドライト周辺を破損させたものでございます。

甲及び乙は上記に起因する損傷について甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものでございます。

和解及び損害賠償額の概要でございますけれども、甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が12万1,853円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修するものといたしました。

甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じて、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしないという事で和解をいたしました。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。
本案については議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんのでこれをもって報告第4号については終結いたします。

(議長)

次に日程第9から日程第17までの各議案については、平成24年度における各会計、各会計の決算認定であります。

認定第1号 平成24年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成24年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの各会計決算認定の、9議案についてを一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました認定第1号 平成24年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号から第8号までの各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号 平成24年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきましては地方自治法第233条第3項及び、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。認定第1号から第9号までご審議の上認定頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。
おはかりします。

ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第9号までの各議案については、平成24年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、休会中に

審査とする事とし、また審査にあたっては地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって認定第1号から認定第9号までの決算認定については平成24年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、休会中の審査にする事とし、また審査にあたっては地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を特別委員会に委任する事に決定いたしました。

(議長)

おはかりします。

この会議はこれまでに止め、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本日の会議はこれで散会する事に決定いたしました。

(議長)

さらにおはかりします。

平成24年度各会計審査特別委員会の審査の為、本日から決算委員会特別委員会終了まで休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本日から決算審査特別委員会終了まで休会とする事に決定いたしました。

(議長)

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労様です。

閉 会 14 : 15